

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請書の添付書類等について

熊本県土木部建築住宅局
熊本県健康福祉部長寿社会局

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けようとする者が登録申請書に添付する書類等については、法及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省令・国土交通省令第 2 号。以下「規則」という。）で定めるもののほか、下記のとおりとする。

記

- 1 規則第 7 条第 4 号の「サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類」については、別紙 1（1）又は別紙 1（2）を参考とすること。
- 2 規則第 7 条第 9 号の「法第 7 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる基準に適合することを誓約する書面」については、別紙 2 を参考とすること。
- 3 規則第 7 条第 11 号の「登録を受けようとする者及び法定代理人が法第 8 条第 1 項各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面」については、別紙 3 を参考とすること。
- 4 規則第 7 条第 12 号に規定する「その他都道府県知事が必要と認める書類」は以下のとおりとする。
 - （1）サービス付き高齢者向け住宅の各居住部分の床面積を表示した各階平面図及びその求積図と面積表
 - （2）サービス付き高齢者向け住宅の各居住部分の床面積を 25㎡以下とする場合にあつては、食堂、台所等の共同利用部分の床面積を表示した各階平面図及びその求積図と面積表
 - （3）入居契約が登録基準に適合しているか否かを確認するチェックリスト（参考様式 別紙 4）

(4) 状況把握サービス及び生活相談サービス（以下「状況把握等サービス」という。）提供者が、規則第 11 条第 1 項第 1 号イの場合にあつては次の書類

ア 状況把握等サービス提供者の雇用を示す書類

（参考様式 別紙 5）

イ 指定居宅(介護予防)サービス事業者、指定地域密着型(介護予防)サービス事業者若しくは指定居宅介護(介護予防)支援事業者又は介護保険施設の開設者の従事者が状況把握等サービスを提供する場合にあつては次の書類

(ア) 組織体制図（参考様式 別紙 6）

(イ) 状況把握等サービス提供者が従事する介護サービス施設・事業所毎の人員等の状況を示す書類（参考様式 別紙 7）

(ウ) 状況把握サービス等提供者が従事する介護サービス施設・事業所毎の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式 別紙 8）

(5) 状況把握等サービス提供者が、規則第 11 条第 1 項第 1 号ロの場合は次の書類

ア 状況把握等サービス提供者が資格を有すること証する書類

(6) 状況把握等サービス提供者が登録申請時に確定していない場合は次の書類

ア 状況把握等サービス提供者配置確約書（参考様式 別紙 9）

(7) サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請に係る添付書類チェックリスト（別紙 10）

(8) (1) から (7) までのほか、知事が必要と認める書類

5 法第 17 条の規定に基づき、登録事業者が、登録住宅に入居しようとする者に対し、入居契約を締結するまでに、登録事項等を記載した書面を交付して説明する際には、別紙 11 を参考とすること。